軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成

問福祉課 障がい福祉係　☎773･6667　F773･6723

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度または中等度難聴児の言語の習得とコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費の一部を助成します。

対次の要件をすべて満たす18才未満の難聴児
・市内に住所がある
・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないもの
※医師が補聴器の装用を必要と認めた場合は対象
・補聴器の装用により、言語の取得などに一定の効果が期待できると医師が判断したもの

助成内容　補聴器の種類ごとに定める基準額と見積り額のいずれか少ない額の２／３を助成します。
※世帯内に市民税所得割の課税額が46万円以上の人がいる場合や助成決定前に購入した場合は対象外

申申請書、医師の意見書、補聴器の見積書などを福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センターにご提出ください
※助成制度について詳しくは、お問い合わせください

補聴器購入費助成基準額表

補聴器の種類	１台当たりの基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	①補聴器本体（電池を含む） ②イヤーモールド ※イヤーモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く	原則５年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円		
高度難聴用ポケット型	50,600円		
高度難聴用耳かけ型	52,900円		
重度難聴用ポケット型	64,800円		
重度難聴用耳かけ型	76,300円		
耳あな型（レディメイド）	96,000円		
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	補聴器本体（電池を含む）	
骨導式ポケット型	70,100円	①補聴器本体（電池を含む） ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200円	①補聴器本体（電池を含む） ②平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準価格から１枚につき3,600円を除く	
補聴援助システム（受信機）	92,000円	－	
補聴援助システム（オーディオシュー）	5,000円	－	

補聴援助システムの購入に関する補足説明

・補聴器と併せて補聴援助システムを必要とする場合は、補聴器と補聴援助システムの基準額を合算した額を基準額とします。
・既に補聴器を装着している対象者は、単独で補聴援助システムを助成の対象にできます。